

『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」 等の一部改正について

令和2年9月16日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会が平成27年11月2日より開始した「社債の取引情報の発表制度」（以下「発表制度」という。）においては、社債の流動性に与える影響等について定期的に検証を行い、必要に応じて発表対象銘柄、発表事項、発表方法及び発表時間等について見直しの検討を行うこととしている。

現行の発表制度においては、銘柄格付がAA格相当以上である社債の取引を発表対象としているが、社債市場の透明性及び投資家の利便性向上の観点から、発表対象銘柄の範囲を拡大すべきとの指摘があることを踏まえ、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」において検討を行った結果に基づき、流動性や投資家層の違いに配慮した形で発表対象銘柄の範囲を拡大するため、「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」等の一部を改正することとした。

II. 改正の骨子

発表対象となる社債の範囲に、新たに「当該社債の格付がA格相当（Aマイナス相当であるものを除く）で、発行額が500億円以上であるもの（劣後特約付きのもの及び残存年数が20年以上のものを除く。）」を加える。

（『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則）
第7条第1項第1号、「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」（ガイドライン）2.（1）発表対象の社債）

III. 施行の時期

この改正は、令和3年4月1日から施行し、同日付けの発表から適用する。

○ 本件に関するお問合せ先：

日本証券業協会 公社債・金融商品部（TEL 03-6665-6771）

以 上

**『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則
の一部改正について**

令和 2 年 9 月 16 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(社債の取引情報の発表) 第 7 条 規則第 11 条の 3 の規定による社債の取引情報の発表は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>1 発表対象の社債 発表対象の社債は、<u>次のいずれかに該当するものとする。ただし、本協会が別に定めるところに従い発表停止の措置を講じた社債を除く。</u></p> <p>イ <u>当該社債の銘柄格付が A A 格相当以上であるもの</u> ロ <u>当該社債の銘柄格付が A 格相当 (A マイナス相当を除く。) で、発行額が 500 億円以上であるもの (劣後特約付きのもの及び残存年数が 20 年以上のものを除く。)</u></p> <p>2 ~ 4 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日付けの発表から適用する。</p>	<p>(社債の取引情報の発表) 第 7 条 規則第 11 条の 3 の規定による社債の取引情報の発表は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>1 発表対象の社債 発表対象の社債は、<u>当該社債の銘柄格付が A A 格相当以上であるものとする。ただし、本協会が別に定めるところに従い発表停止の措置を講じた社債を除く。</u></p> <p align="center">(新 設) (新 設)</p> <p>2 ~ 4 (省 略) 2 (省 略)</p>

「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の一部改正について

令和 2 年 9 月 16 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>2. 発表対象の社債及び取引 発表対象の社債及び取引は、規則第 11 条の 2 に基づき会員から報告を受けた社債の取引のうち、次に定めるものとする。</p> <p>(1) 発表対象の社債 発表対象の社債は、次のいずれかに該当する（以下「発表基準」という。）ものとする。ただし、「8. 発表停止の取扱い」に基づき発表停止の措置を講じた社債を除く。</p> <p>① <u>当該社債の銘柄格付が AA 格相当以上であるもの</u></p> <p>② <u>当該社債の銘柄格付が A 格相当（A マイナス相当を除く。）で、発行額が 500 億円以上であるもの（劣後特約付きのもの及び残存年数が 20 年以上のものを除く。）</u></p> <p>(注 1) <u>「銘柄格付」とは、信用格付業者（金融商品取引法第 2 条第 36 項に定義する信用格付業者をいう。以下同じ。）から取得した格付（非依頼格付（格付関係者の依頼によらず信用格付の付与を行うものをいう。）を除く。以下同じ）をいう。</u></p> <p>(注 2) <u>「AA 格相当以上」とは、信用格付業者の一以上から AA 格相当以上の格付を取得していることをいう。</u></p> <p>(注 3) <u>「A 格相当（A マイナス相当を除く。）」とは、信用格付業者から取得した格付のうち最も高い格付が「A プラス」、「A 1」、「A フラット」又は「A 2」のいずれかであることをいう。</u></p> <p>(注 4) <u>「残存年数が 20 年以上のもの」とは、当該社債の償還日が 7. に規定する更新判定日の翌日か</u></p>	<p>2. 発表対象の社債及び取引 発表対象の社債及び取引は、規則第 11 条の 2 に基づき会員から報告を受けた社債の取引のうち、次に定めるものとする。</p> <p>(1) 発表対象の社債 発表対象の社債は、当該社債の銘柄格付が AA 格相当以上である（以下「発表基準」という。）ものとする。ただし、「8. 発表停止の取扱い」に基づき発表停止の措置を講じた社債を除く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(注 1) <u>「AA 格相当以上」とは、信用格付業者（金融商品取引法第 2 条第 36 項に定義する信用格付業者をいう。以下同じ。）の一以上から AA 格相当以上の格付（非依頼格付（格付関係者の依頼によらず信用格付の付与を行うものをいう。以下同じ。）を除く。）を取得していることをいう。</u></p> <p>(注 2) <u>「銘柄格付」とは、信用格付業者から取得した格付（非依頼格付を除く。）をいう。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>ら起算して20年後に相当する日以降であるものをいう。</u> <u>ただし、AA格相当以上の銘柄がA格相当（Aマイナス相当を除く。）に格下げとなった場合、当該格下げとなった日以後最初の更新判定日に係る社債の取引情報の発表が開始されるまでの間は、当該社債の償還日が当該格下げとなった日の翌日から起算して20年後に相当する日以降であるものをいう。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和3年4月1日から施行し、同日付けの発表から適用する。</p>	